

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○道路の区域変更(五件)	(道路課)	五
○道路の供用開始(三件)	(同)	六
人事委員会		
○公開口頭審理の開催		
公安委員会		
○運転免許取得者教育の認定		七

告 示

○宮城県告示第六百八十一号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

特定非営利活動法人の名称

- 一 代表者の氏名 白鳥 則郎
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町一丁目一番四十一号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地球環境の回復と保全並びに少子高齢社会を意識し、企業・大学及び個人等が保有する知的財産権・技術・アイデアなどを発掘しマッチングと融合の上で事業の創出と育成並びに企業の再生支援を通じ産業の振興と雇用の創出を図る。また、長い人生経験と豊かな知識と技能などを備えたシニア世代を社会の貴重な人的資源として捉え、その活力を社会に生かすための仕組み構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年七月十四日

○宮城県告示第六百八十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七二二〇〇九三三	事業者の名称及び所在地 ヘルパーステーションあおぞら 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年六月一日
○四七二四〇〇五〇六	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字芦合一十九番地四十九	有限会社杉山ケアサービス	平成二十一年六月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六〇七九〇〇六六	事業者の名称及び所在地 訪問看護ステーションふれあい 名取市高館熊野堂字若口下一番地の二	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年六月一日
○四六二二九〇〇五八	訪問看護ステーションふれ	医療法人仁泉会	平成二十一年

あいなかだ 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	六月一日
---------------------------------	------

三 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号 〇四六二二九〇〇五八	事業者の名称及び所在地 訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年六月一日
-------------------------	--	-----------------	---------------------

四 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四三八	事業者の名称及び所在地 デイサービスセンターしろいし 白石市郡山字平成百四十一番	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年六月一日
〇四七二二〇〇八九九	はさまデイサービスセンター 登米市迫町佐沼字錦百九十二番地二	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日
〇四七二二〇〇九三一	どんぐりの家新田 登米市迫町新田字対馬五十一番地四十七	特定非営利活動法人どんぐりの家	平成二十一年六月一日
〇四七二四〇〇五一四	デイサービスセンターしんまち 亘理郡亘理町新町四十一番地九	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日
〇四七二八〇〇六一四	デイサービスくれよん 加美郡加美町裏二百七十七番地二	特定非営利活動法人一隅舎	平成二十一年六月十五日
〇四七五四〇二〇九五	デイサービス憩いの園西多 仙台市太白区西多賀一丁目三番二十五号	有限会社福祉サポート仙台東	平成二十一年六月十八日

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二〇一九	事業者の名称及び所在地 (株)東京インテリアメデイカルサービス泉営業所 仙台市泉区松森字沢目二十	申請者名 株式会社東京インテリア家具	指定年月日 平成二十一年六月一日
-------------------------	--	-----------------------	---------------------

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二〇一九	事業者の名称及び所在地 (株)東京インテリアメデイカルサービス泉営業所 仙台市泉区松森字沢目二十番地の一	申請者名 株式会社東京インテリア家具	指定年月日 平成二十一年六月一日
-------------------------	--	-----------------------	---------------------

〇宮城県告示第六百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四三八	事業者の名称及び所在地 デイサービスセンターしろいし 白石市郡山字平成百四十一番	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年六月一日
〇四七〇七〇〇七〇九	居宅介護支援事業所なとり 名取市高館熊野堂字岩口下一番地の一	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日
〇四七二二〇〇九一五	居宅介護支援センターひまわりなかだ 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日
〇四七二二〇〇九五五	こころ居宅介護支援事業所 柴田郡川崎町内字北川原 山七十二	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日
〇四七二四〇〇五一四	デイサービスセンターしんまち 亘理郡亘理町新町四十一番地九	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日

〇宮城県告示第六百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

介護保険事業所番号 〇四二二二二一八七	事業者の名称及び所在地 川崎こころ病院 柴田郡川崎町川内字北川原 山七十二番地	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年 六月一日
------------------------	--	-----------------	-------------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇九三	事業者の名称及び所在地 ヘルパーステーションあおぞら 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年 六月一日
〇四七二四〇〇五〇六	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字芦合二 十九番地四十九	有限会社杉山ケアサービ ス	平成二十一年 六月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六〇七九〇〇六六	事業者の名称及び所在地 訪問看護ステーションふれあい 名取市高館熊野堂字岩口下 一番地の二	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年 六月一日
〇四六二二九〇〇五八	訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	医療法人仁泉会	平成二十一年 六月一日

三 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
-----------	-------------	------	-------

〇四六二二九〇〇五八	訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	医療法人仁泉会	平成二十一年 六月一日
------------	---	---------	----------------

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四三八	事業者の名称及び所在地 デイサービスセンターしるし 白石市郡山字平成百四十一 番	申請者名 医療法人仁泉会	指定年月日 平成二十一年 六月一日
〇四七二二〇〇八九九	はさまデイサービスセンター 登米市迫町佐沼字錦百九十 二番地二	医療法人仁泉会	平成二十一年 六月一日
〇四七二二〇〇九三一	どんぐりの家新田 登米市迫町新田字対馬五十 一番地四十七	特定非営利活動法人どん ぐりの家	平成二十一年 六月一日
〇四七二四〇〇五二四	デイサービスセンターしん まち 巨理郡巨理町新町四十一番 地九	医療法人仁泉会	平成二十一年 六月一日
〇四七二八〇〇六一四	デイサービスくれよん 加美郡加美町町裏二百七十 七番地二	特定非営利活動法人一隅 舎	平成二十一年 六月十五日
〇四七五四〇二〇九五	デイサービス憩いの園西多 賀 仙台市太白区西多賀一丁目 三番二十五号	有限会社福祉サポート仙 台東	平成二十一年 六月十八日

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二〇一九	事業者の名称及び所在地 (株)東京インテリアアメ イカルサービス泉営業所 仙台市泉区松森字沢目二十 番地の一	申請者名 株式会社東京インテリア 家具	指定年月日 平成二十一年 六月一日
-------------------------	--	---------------------------	-------------------------

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二〇一九	事業者の名称及び所在地 (株)東京インテリアアメ デ	申請者名 株式会社東京インテリア	指定年月日 平成二十一年
-------------------------	----------------------------------	---------------------	-----------------

イカルサービスマン営業所
仙台市泉区松森字沢目二十番地の一
家具
六月一日

○宮城県告示第六百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七二五〇〇一三三二	事業者の名称及び所在地 ダイショウ・ケア・サービス 大崎市古川桜ノ目字新下釜二百二十一	申請者名 有限会社ダイショウサービス	廃止年月日 平成二十一年六月十二日
○四七二八〇〇三六六	西部介護サービス 加美郡色麻町吉田字新地蔵堂五十四番地	有限会社西部介護サービス	平成二十一年六月十九日
○四七五五〇一六六四	はまなすヘルパーステーション 仙台市泉区泉中央二丁目十六番一トレスビーノ泉中央一階	株式会社はまなす	平成二十一年六月三十日

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七五五〇〇七三二	事業者の名称及び所在地 南光台デイサービスセンタ 仙台市泉区南光台東三丁目三番十二号	申請者名 株式会社はまなす	廃止年月日 平成二十一年六月三十日
-------------------------	--	------------------	----------------------

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇六〇〇三三三	事業者の名称及び所在地 有限会社トキ才建材福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	申請者名 有限会社トキ才建材	廃止年月日 平成二十一年六月三十日
-------------------------	--	-------------------	----------------------

○宮城県告示第六百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七二五〇〇一三三二	事業者の名称及び所在地 ダイショウ・ケア・サービス 大崎市古川桜ノ目字新下釜二百二十一	申請者名 有限会社ダイショウサービス	廃止年月日 平成二十一年六月十二日
○四七五五〇一五三二	はまなすケアプランセンタ 仙台市泉区泉中央二丁目十六番一号	株式会社はまなす	平成二十一年六月三十日

○宮城県告示第六百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七二八〇〇三六六	事業者の名称及び所在地 西部介護サービス 加美郡色麻町吉田字新地蔵堂五十四番地	申請者名 有限会社西部介護サービス	廃止年月日 平成二十一年六月十九日
○四七五五〇一六六四	はまなすヘルパーステーション 仙台市泉区泉中央二丁目十六番一トレスビーノ泉中央一階	株式会社はまなす	平成二十一年六月三十日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七五五〇〇七三二	事業者の名称及び所在地 南光台デイサービスセンタ 仙台市泉区南光台東三丁目三番十二号	申請者名 株式会社はまなす	廃止年月日 平成二十一年六月三十日
-------------------------	--	------------------	----------------------

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇三三三	事業者の名称及び所在地 有限会社トキ才建材福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	申請者名 有限会社トキ才建材	廃止年月日 平成二十一年六月三十日
-------------------------	--	-------------------	----------------------

〇宮城県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎二〇五番三地 先から 同市同町橋浦字南釜谷崎無番地先まで	七・五 二七・六	七・五 二七・〇	六三四・〇	六三四・〇

〇宮城県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 越河角田線

三 道路の区域

変更の区間

変更の前後	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
角田市小田字中島二番二地先から 同市小田字宮内三九番一地先まで	五・三 一四・〇	二・一 三六・二	二四〇・〇	二九九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
角田市小田字福田七六番一地先から 同市小田字福田七五番一地先まで	一八・六 二二・〇	一六・五 一八・三	二二一・〇	二二一・〇	

〇宮城県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 泉塩釜線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
多賀城市市川字伏石一五番一地先から 同市市川字伏石九番三地先まで	一〇・〇 三三・〇	一〇・〇 三三・〇	七一・〇	七一・〇

〇宮城県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳沢中新田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員		敷地の延長	
後	前	後	前	後	前	後	前
六・〇〇	二二・〇〇	三六・八	三六・八	一四四・〇	一四四・〇	一四四・〇	一四四・〇

○宮城県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弘川町向線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員		敷地の延長		備考
後	前	後	前	後	前	後	前	
九・二〇	三・〇〇	二、一四九・〇	二、一七三・〇	二、一四九・〇	二、一四九・〇	二、一四九・〇	二、一四九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎二〇五番三地先から同市同町橋浦字南釜谷崎無番地先まで	平成二十一年七月二十七日

○宮城県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泉塩釜線	多賀城市市川字伏石一一番一地先から同市浮島字宮前一三五番地先まで	平成二十一年七月三十日午後二時

○宮城県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	柳沢中新田線	加美郡加美町鳥屋ヶ崎字稲荷前一三〇番地先から同郡同町鳥屋ヶ崎字稲荷前一八三番一地先まで	平成二十一年七月二十四日

人事委員会

○名取市立ゆりが丘小学校勤務定行俊彰に対する平成十七年八月二十二日付け懲戒処分について、第二回口頭審理を次により行つ。

平成二十一年七月二十四日

宮城県人事委員会

一口時

平成二十一年八月二十七日 午後二時三十分

二時時

山丘市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 十楼 一〇〇一会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。

なお、傍聴券の入場は、午後二時からとします。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第129号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年7月24日

宮城県公安委員長 中村 孝也

1 認定をした旨

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、2のとおりに運転免許取得者教育の認定を行つた。

2 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項に掲げる事項

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称

角田自動車学校

イ 住所

宮城県角田市角田字中沢46番33号

ウ 代表者の氏名

佐藤 孝夫

(2) 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
角田自動車学校

(3) 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
宮城県角田市角田字中沢46番33号

(4) 運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第3号に掲げる課程
高齢者講習同等教育

イ 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第6号に掲げる課程
更新時講習同等教育

3 認定をした年月日

平成21年7月7日